

制定 平成 24 年 9 月 19 日 原規総発第 120919095 号 原子力規制委員会決定
改正 令和 2 年 9 月 16 日 原規人発第 2009162 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会設置法第 11 条第 4 項に基づき、原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範を以下のとおり、定める。

平成 24 年 9 月 19 日

原子力規制委員会

原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範

- 1 委員長及び委員は、遵守すべき倫理行動規準及び倫理の保持に必要な措置として、国家公務員倫理法第 3 条及び国家公務員倫理規程第 1 条から第 9 条（倫理監督官に関する部分を除く。）並びに国家公務員倫理法第 6 条から第 9 条（国家公務員倫理審査委員会に関する部分を除く。）を参酌し、国民の疑惑・不信を招くことなく職務を遂行するものとする。
- 2 委員長及び委員は、子弟の進学や病気等の合理的な理由によりやむを得ない場合を除き、株式等の取引を自粛するものとする。
- 3 委員長及び委員は、その在任中、原子力事業者等（注）からの寄附を受けてはならない。
- 4 委員長及び委員は、その就任時に、直近 3 年間の個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附金額及び研究を指導していた学生の原子力事業者等への就職者数について、事業者等ごとに事業者等の名称とともに公表するものとする。

附 則

委員長及び委員の兼業の許可に関しては、原子力規制委員会設置法第 11 条第 3 項の規定によるほか、一般職の例によるものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 9 月 16 日から施行する。

（注）原子力事業者等

第 3 項及び第 4 項における「原子力事業者等」については、同項が原子力規制委員会設置法第 11 条第 4 項に基づき委員長及び委員の職務の中立公正に関し国民の疑惑又は不信を招くような行為を防止するために定められるものであることから、同法同条同項におけ

る「原子力事業者」（原子力災害対策特別措置法第2条第3項の原子力事業者）に以下の企業又は団体を「等」として対象に含めるものとする。

- ・原子力事業者の子会社
- ・原子炉設備メーカー及びそれらの子会社
- ・電気事業連合会、日本電機工業会、電力中央研究所、日本原子力産業協会等の原子力事業者の団体（原子力事業者等から運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が原子力事業者等である団体）